

第1回 伏見出張所管内河川レンジャー運営会議

< 伏見出張所管内河川レンジャー運営会議運営要領・同解説 >

平成16年12月10日

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所

本 文	解 説				
<p style="text-align: center;">伏見出張所管内河川レンジャー運営会議運営要領</p> <p>(通 則)</p> <p>第 1 条 伏見出張所管内河川レンジャー運営会議(以下「運営会議」という。)の運営については、淀川管内河川レンジャー(試行)運営要領(以下「運営要領」という。)に定めるもののほか、この運営会議運営要領に定めるところによる。</p>	<p>< 第 1 条 ></p> <p>運営要領に基づき、出張所の特性に応じた細則を定めることを目的として、運営会議運営要領を定めました。</p>				
<p>(伏見出張所管内河川レンジャーの構成)</p> <p>第 2 条 淀川管内河川レンジャー(以下「河川レンジャー」という。)のうち、伏見出張所管内で活動する河川レンジャーは、次の各号に掲げる者を持って構成する。</p> <p>(1) 河川レンジャー</p> <p>(2) 流域センター担当河川レンジャー(以下「センター河川レンジャー」という。)</p> <p>2 河川レンジャーは個人または団体とし、センター河川レンジャーは個人とする。</p>	<p>< 第 2 条 ></p> <p>現在、伏見管内では、次の 2 名の方を河川レンジャーとして任命しています。</p> <p>河川レンジャー</p> <p>永山邦明氏 < 所属 : 伏見観光協会 専務理事、(株)伏見夢工房 観光担当部長 ></p> <p>流域センター担当河川レンジャー</p> <p>松岡徹氏 < 所属 : (財)河川環境管理財団(三栖閘門資料館管理員) ></p>				
<p>(河川レンジャーの活動拠点)</p> <p>第 3 条 河川レンジャーの活動拠点は、伏見出張所構内にある三栖閘門管理室及び車庫 2 階会議室とする。また、センター河川レンジャーの活動拠点は淀川河川事務所管内とする。</p>	<p>< 第 3 条 ></p> <p>三栖閘門資料館は、伏見出張所と併設した一般開放を行っている国土交通省管理の施設であり、河川や地域に関する情報を提供していることから、河川レンジャーの活動拠点として活用します。</p> <p>ただし、三栖閘門資料館は、限られたスペースであることから、窓口的な活用にとどめ、会議や講習会等の会場は、伏見出張所車庫 2 階会議室を利用します。</p> <p>なお、伏見出張所車庫 2 階会議室は、河川レンジャー試行活動として実践している「伏見三栖自然観察会」において、既に講習会の会場として利用しています。</p>				
<p>(河川レンジャーの定員)</p> <p>第 4 条 河川レンジャーの定員は、運営要領において若干名とされているため、当面は次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げる人数とする。なお、河川レンジャーを運営するうえで増減員が必要となった場合は、運営会議の議決を経て増減員を行うことができる。</p> <p>(1) 河川レンジャー</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>伏見地区</td> <td>若干名(団体を含む)</td> </tr> <tr> <td>地区</td> <td>若干名(団体を含む)</td> </tr> </table> <p>(2) センター河川レンジャー 若干名</p>	伏見地区	若干名(団体を含む)	地区	若干名(団体を含む)	<p>< 第 4 条 ></p> <p>今後、河川レンジャーの増減員は、運営要領第 11・12・13 条で定めた内容に基づいて行います。</p>
伏見地区	若干名(団体を含む)				
地区	若干名(団体を含む)				

本 文	解 説
<p>(河川レンジャーの身分)</p> <p>第5条 河川レンジャーの身分は、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げる身分とする。</p> <p>(1) 河川レンジャー 淀川管内河川レンジャー運營業務の非常勤の委託業務職員または団体</p> <p>(2) センター河川レンジャー 他の委託業務における常勤の委託業務職員</p>	<p><第5条></p> <p>本条に定めた河川レンジャーの身分は、既に任命している永山氏及び松岡氏について示したものです。</p>
<p>(河川レンジャーの報酬等)</p> <p>第6条 河川レンジャーの報酬は、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対し、個人または団体に月額50,200円を支給する。ただし、活動内容に応じて、報酬額の増減を行う場合がある。</p> <p>2 交通費等は実費を支給する。自家用車等を利用する場合は、別途定める内規によるものとする。</p> <p>3 河川レンジャーとしての活動が、月間中に無い場合は、河川レンジャーからの申し出により、支給しない場合がある。</p> <p>4 センター河川レンジャーの報酬は、運営要領第17条ただし書きに規定する委託業務職員については当面の間支給しない。</p>	<p><第6条></p> <p>報酬は活動全体を包括して月額支給で設定しました。支給額は、河川レンジャーを「技師C＝行政職(一)4～5級相当(係長相当)」と位置づけ、設計業務の技師C相当である25,100円/日を基に、月4日間1日4時間として50,200円/月で設定しました。</p> <p>また、第4回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会での意見を踏まえ、多岐に渡る河川レンジャーの活動内容等を考慮し、報酬額の増減を行うただし書きを設け、活動に応じた報酬の支払いが可能となる条文としました。</p> <p><第6条第2項></p> <p>交通費等の支給額については実費として処理し、ガソリン等の考え方は別途内規で設定する条文を設けました。</p> <p><第6条第3項></p> <p>河川レンジャーの報酬は、運営要領第16条第2項に規定した活動日誌による活動報告により、支給の可否を確認しますが、原則として、支給の有無は、河川レンジャーからの自己申告に委ねることにしました。なお、報酬は月遅れ支給とします。</p>
<p>(運営会議の構成)</p> <p>第7条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 地元有識者 若干名〔現時点3名：栗山氏、三木氏、保手浜氏〕</p> <p>(2) 河川レンジャー 若干名(団体を含む)〔現時点1名：永山氏〕</p> <p>(3) センター河川レンジャー 若干名〔現時点1名：松岡氏〕</p> <p>(4) 沿川自治体 該当自治体各1名〔現時点2名：京都府京都土木事務所河川課、京都市伏見区役所地域振興課〕</p> <p>(5) 伏見出張所長 1名</p>	<p><第7条></p> <p>「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」の構成を基本として設定しました。</p> <p>なお、京都市域外から、河川レンジャーを任命した時点より、新たに任命した河川レンジャー及びその河川レンジャーの活動区域となる自治体に委員として参加して頂きます。</p>
<p>(運営会議の事務局)</p> <p>第8条 運営会議の事務局は、伏見出張所及び運營業務受託者とする。</p> <p>第9条 運営会議運営要領については、事務所長が定める。</p>	
<p>附 則</p> <p>この運営会議運営要領は、平成16年12月10日から施行する。</p>	